

事 務 連 絡
平成19年3月30日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人会計担当者 殿
中核市

厚生労働省 社会・援護局
福祉基盤課 課長補佐

社会福祉法人経営に係る会計総括表の送付について（参考）

社会福祉法人が実施する事業には、ご承知のとおり社会福祉事業のほか各種の公益事業や収益事業があります。

昨年お送りした平成18年8月の社会福祉法人経営研究会報告（概要：別添参照）においては、今後の社会福祉法人経営の在り方について、公益事業に積極的に取り組むことや法人規模の拡大が一つの方向性として示されているところです。

社会・援護局では、上記報告書を受けて関係局と調整の上、法人経営に資するため、資金の弾力的な運用を含めた法人単位の資金管理が可能となるよう社会福祉法人審査基準等の見直しを行ったところです。

今後、社会福祉法人経営において多角化や規模の拡大といった動きも出てくるものと考えられます。他方、事業運営及び法人経営の基本である社会福祉法人の会計処理方法は、社会福祉法人会計基準を原則としつつ、事業種別によっては異なる会計処理方法が必要な場合があります。このため、財務状況を的確に把握し、法人経営に役立てるためには、法人全体の財務状況を把握するための工夫が必要となります。

そこで、今般、多様な事業を行う社会福祉法人が自らの財務状況を可視化して法人全体の経営状況を把握するために活用できるよう、別添「社会福祉法人財務諸表総括表」を作成しましたので、参考までに送付します。

なお、本総括表は、法人が自主的に活用することを期待して様式を作成したものであり、届出書類として作成義務を課すものではないことに留意願います。

おって、本総括表の電子媒体（エクセル）を要望される場合は下記のメールアドレスに「総括表の電子媒体希望」の旨明記の上空メールを送信下さい。電子媒体を添付の上返信します。

（照会先）社会・援護局福祉基盤課 上沼、大塚

E-mail:ootsuka-hiroshi@mhlw.go.jp

社会福祉法人財務諸表総括表

(総括表の種類)

- 資金収支計算書総括表
- 事業活動収支計算書総括表
- 貸借対照表総括表

(作成の目的等)

1. 複数の事業を実施している社会福祉法人が、法人全体の財務の状況を表す資料とする。
2. 各種事業で適用されている会計処理方法が異なることから、それらを便宜的に総括表として集計するもの。
3. 本総括表の作成は各法人の任意であり、それぞれの様式についても参考として示したものである。
4. 他の方法により、法人全体の財務関係総括表を作成している場合には、改めて本総括表を作成する必要はないが、各法人が同様の方法で総括表を作成することで、各法人間の財務状況の比較が容易になることから、極力本総括表に準じた様式で作成することが望ましい。

○作成上の注意事項

1. 事業区分は、定款に記載されている区分を元に「社会福祉事業」、「公益事業」及び「収益事業」に分類し、それぞれ毎の合計欄、さらに法人全体の合計欄を設ける。

2. 事業の内訳として、定款に記載されている施設区分ごとに、それぞれに適用している会計処理の方法を記載する。
(会計処理の方法)

①社会福祉事業：社会福祉法人会計基準（社福会計基準）

②特別養護老人ホーム等介護関連事業：社会福祉法人会計基準（社福会計基準）

： 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針（指導指針）

③授産施設（就労移行支援事業）：就労支援事業会計処理基準（就労会計基準）

④肢体不自由児施設：病院会計準則（病院準則）

⑤介護老人保健施設：介護老人保健施設会計・経理準則（老健準則）

⑥病院：病院会計準則（病院準則）

⑦その他収益事業：企業会計原則（企業会計）

3. 勘定科目欄は、社福会計基準又は指導指針の大区分を基準に作成し、その他の会計処理方法による科目は適宜個別に表記する。
なお、勘定科目は事業の内容により適宜加除しても差し支えない。

また、計上額が少額の場合は、その他の科目としてまとめても差し支えない。

4. 会計単位間、経理区分間の資金移動については、会計単位（経理区分）間繰入金収入（支出）として必ず記載する。

5. 内部取引調整欄は、法人全体の取引のうち、各事業間の収入支出の重複を調整するため、法人内部取引（例：収益事業の商品を社会福祉事業で購入など）に該当する収入及び支出について記載し、法人合計の勘定科目を集計する際に内部取引調整欄の数値を差し引くこととする。（計算例） 社会福祉事業計 + 公益事業計 + 収益事業計 - 内部取引調整 = 法人合計

6. 病院会計準則、企業会計基準などのキャッシュフロー計算書については、資金収支計算書の総括表に準じて記載することとし、キャッシュフロー計算書の事業活動によるキャッシュフローは、経常活動収支の部へ、投資活動によるキャッシュフローは、施設整備等収支の部へ、財務活動によるキャッシュフローは、財務活動収支の部へそれぞれ記載する。

平成〇〇年度 〇〇社会福祉法人 資金収支計算書

(自) 平成〇〇年4月1日 (至) 平成〇〇年3月31日

(単位：円)

勘定科目	合計	社会福祉事業					公益事業		収益事業		内部取引調整
		社会福祉事業計	特養 指導指針	就労支援 就労会計基準	保育所 社福会計基準	本部 社福会計基準	公益事業計	・・・事業 社福会計基準	老健施設 老健準則	・・・事業 企業会計基準	
介護保険収入											
利用料収入											
措置費収入											
運営費収入											
私的契約利用料収入											
自立支援費収入											
利用者負担金収入											
・・・事業収入											
経常経費補助金収入											
寄付金収入											
医業収入											
雑収入											
借入金利息補助金収入											
受取利息配当金収入											
会計単位間繰入金収入											
経理区分間繰入金収入											
・・・収入											
経常活動収入計											
人件費支出											
事務費支出											
事業費支出											
医科材料等の仕入れ支出											
委託費支出											
借入金利息支出											
会計単位間繰入金支出											
経理区分間繰入金支出											
・・・支出											
経常活動支出計											
経常活動収支差額											

経常活動収支

平成〇〇年度 〇〇社会福祉法人 事業活動収支(損益) 計算書

(自) 平成〇〇年 4月 1日 (至) 平成〇〇年 3月 31日

(単位: 円)

勘定科目	合計		社会福祉事業				公益事業		収益事業		内部取引調整
	社会福祉事業計	特養 指導指針	就労支援 就労会計基準	保育所 社福会計基準	本部 社福会計基準	公益事業計	・・・事業 社福会計基準	老健施設 老健準則	・・・事業 企業会計基準		
収入											
介護保険収入											
利用料収入											
措置費収入											
運営費収入											
私的契約利用料収入											
自立支援費収入											
利用者負担金収入											
・・・事業収入											
寄付金収入											
国庫補助金等特別積立金取崩額											
入院診療収入											
室料差額収益											
外来診療収入											
・・・収益											
その他の事業収益											
事業活動収入計											
支出											
人件費											
事務費											
事業費											
材料費											
委託費											
減価償却費											
徴収不能額											
引当金繰入											
事業活動支出計											
事業活動収支差額											
借入金利息補助金収入											
受取利息配当金収入											
会計区分間繰入金収入											

社会福祉法人経営の現状と課題

— 新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業 —

平成 18 年 8 月

社会福祉法人経営研究会

これまでの福祉経営 (I、II 章)

- 1951 (昭和 26) 年に創設
- 手厚い施設整備費補助と措置費による裁量の余地の小さい運営
- 「一法人一施設モデル」、「施設管理モデル」
- ・ 施設管理中心、法人経営の不在
- ・ 事業規模零細
- ・ 再生産・拡大生産費用は補助金と寄附が前提
- ・ 画一的サービス
- ・ 同族的経営

経営環境の変化 (III 章)

- 特に 90 年代以降、大きな環境変化
- ・ 公的給付総額の拡大
- ・ 措置から契約へ、制度の普遍化
- ・ 多様な主体の参入、競合
- ・ 規制改革、イコロール・フッティング論
- ・ 財政的な制約の増大 (補助金の見直し、介護報酬マイナスイナス改定)
- 今後も新たなニーズの発生
- ・ 2015 年、2025 年問題
- ・ 認知症高齢者や独居世帯の増加
- ・ 施設から在宅へ、地域生活支援
- ・ 虐待、ホームレス等多様な福祉ニーズ

新たな時代における福祉経営の基本的方向性 (IV 章)

長期資金の調達

- ・ 施設の老朽建替や新規投資のための長期的・安定的な資金調達が課題
- ・ (独) 福祉医療機構融資について、償還期間の延長等融資条件の改善を検討
- ・ 民間金融機関の融資の拡大、直接金融の可能性等も検討課題

人材育成と確保

- ・ 介護従事者の質の向上
- ・ 介護報酬上の評価
- ・ キャリアパスの形成
- ・ マッチングシステムの強化
- ・ 雇用管理の改善
- ・ 労働生産性の向上

規模の拡大、新たな参入と退出ルール

- ・ 複数事業を運営し、多角的な経営を行える = 「規模の拡大」を目指す
- ・ 新しい福祉・介護基盤の整備に当たっては、新規法人設立を当然の前提とせず、経営能力・ケアの質の確保の観点から既存法人の活用を考慮
- ・ 合併・事業譲渡、協業化の推進
- ・ 質の低い法人・経営者は退出を誘導
- ・ (独) 福祉医療機構等による経営診断・経営指導の強化

ガバナンスの確立・経営能力の向上

- ・ 資金使途規制の緩和等による法人単位の資金管理により、経営の自由度を拡大
- ・ 公益事業の充実・活性化、収益事業の推進
- ・ 理事会・法人本部の機能強化
- ・ 中間管理職層の育成・確保

新しい福祉経営に向けた行政のあり方 (V 章)

○ 新たな福祉の「産業政策」の確立が急務

- ・ 質の高い福祉の「担い手」の育成
- ・ 「施設整備偏重型」行政から「経営の質重視型」行政へ
- 不必要に些細であったり、合理性に欠ける指導監督は見直すべき
- 行政職員の意識の改革と質の向上

「規制」と「助成」から「自立・自律」と「責任」へ
「法人単位の経営」へ (「施設管理」から「法人経営」へ)